

7足政政発第895号
令和7年9月5日
(公印省略)

教育長
各部・室・局長

副区長 勝田 実
副区長 工藤 信

令和8年度 足立区行財政運営方針について（依命通達）

令和8年度の組織運営と予算の見積りにあたっては、次の内容を踏まえ、「組織・定数・任用管理方針」、「予算編成方針」に基づき、別に定める期日までに見積書などの関係書類を提出すること。

この旨、命により通達する。

令和8年度 足立区行財政運営方針（目次）

【総論】

I	はじめに	1
II	基本方針	1
1	災害関連死を含むすべての「命」を守る防災体制の強化	1
2	「暮らし」の安心を支える施策の展開	2
3	多様な区民・主体と歩む地域共生のまちづくり	2
4	区の価値を高めるプロモーションの戦略的展開	3
5	将来を見据えた持続可能な行政運営の構築	3
III	重点項目	4
1	激甚化する災害への備え	4
(1)	災害関連死対策の強化	4
(2)	大規模水害時の避難場所確保に向けた取組の展開	4
2	暮らしと地域経済を支える物価高騰対策の実施	5
(1)	区民生活に寄り添う生活支援策の推進	5
(2)	物価上昇への対応をはじめとした事業者への支援	5
3	直面する地域公共交通の課題への挑戦	5
(1)	持続可能な移動手段確保の仕組みの構築	5
(2)	自動運転社会を見据えた実証実験や都市整備の推進	6
4	何歳になっても健康で住み続けられるまちの実現	6
(1)	健康長寿延伸の実現に向けた戦略的高齢者施策の推進	6
(2)	認知症共生社会の実現に向けた包括的支援体制の確立	7
5	子ども・若者のウェルビーイングを実現するための施策の展開	7
6	地域と共に進める脱炭素・循環型社会の実現	8
(1)	プラスチックごみの分別回収による資源循環の推進	8
(2)	環境基本計画の改定と若年者の意識啓発に向けた施策の展開	8
7	地域共生社会の基盤強化とウェルビーイングの実現	9
(1)	「やりたいこと」でつながる新たなコミュニティの創出	9
(2)	世代・属性を超えて交流できる地域づくりの推進	9
8	持続可能な行政運営を実現するための行政改革の推進	10
(1)	先端技術の導入等による業務改革・効率化の実現	10
(2)	将来を見据えた行政運営の最適化	10

【組織・定数・任用管理方針】

I	組織・定数方針	11
II	任用管理方針	15
III	令和8年度定数各部枠配分 各部別一覧表	18

【予算編成方針】

I	足立区の令和6年度普通会計決算の状況	19
II	令和8年度予算編成について	22
III	令和8年度予算フレーム	24
IV	令和8年度包括予算 各部別一覧表	25

I はじめに

社会経済情勢や社会課題の複雑化・多様化により、区民生活を取り巻く環境の先々の見通しが一層困難になっている。気候変動による豪雨や地震などの自然災害は激甚化・頻発化し、いつ、どこで大きな被害が発生してもおかしくない状況にある。さらに、国際情勢の緊迫化や資源価格の高騰を背景に、物価の上昇が日常のあらゆる場面に影を落とすなど、生活の安全と安心の根本が揺らいでいる。

こうした状況下にあって、区民の「命」と「暮らし」を守ることこそ、自治体の最優先の使命であり、各自治体の真価が問われる場面である。区はこれまでも、防災・減災対策や物価高騰への生活支援を行いつつ、持続可能な行財政運営に取り組んできた。次年度をこれまでの歩みをさらに力強く進める1年と位置付け、基本計画に掲げた「やりたいことが叶うまち」の実現に必要な「安心」の土台をより強固なものとするべく、ここに令和8年度行財政運営方針を示す。

II 基本方針

基本計画に掲げた「やりたいことが叶うまち」の実現には、暮らしの「安心」と、区民一人ひとりの挑戦を支える「活力」が不可欠である。安心と活力が好循環し、誰もが夢や希望を描くことができる未来を築くため、令和8年度の基本方針を次のとおり定める。

1 災害関連死を含むすべての「命」を守る防災体制の強化

地震や台風などの自然災害が激甚化・頻発化する中、多くの課題が地域防災力向上の壁となっている。木造住宅密集地域や老朽家屋、耐震化されていない建物、狭い道路が存在することから、大規模地震や火災発生時の被害拡大が懸念されている。また、様々な区民を受け入れることができる震災時・水害時の避難所体制整備や広域避難の仕組みづくり、区民の防災意識の向上、備蓄の確保など、平時から備えるべき課題も山積している。

そのため、災害対応を所管する部門だけでなく、福祉、衛生、子ども、教育、都市整備、地域づくりなど、庁内のあらゆる部門が自分事として積極的に連携し、それぞれの専門性を活かしながら防災に強いまちづくりを推進する。中でも「災害関連死ゼロ」に向けた避難所体制の整備を強力に進める。

2 「暮らし」の安心を支える施策の展開

区民生活は依然として多様で複雑な課題に直面している。物価やエネルギー価格の高騰は各世帯の家計を圧迫し、地域交通課題は生活の質に直結する。また、高齢単身世帯の増加や地域のつながりの希薄化は、フレイルのリスクを高めるとともに、認知症の早期発見・支援を難しくしている。加えて、子育て環境では、子育てや教育にかかる費用の負担感や心理的不安が存在し、安心して子どもを産み育てられる環境の整備が急務となっている。さらに、気候変動は異常気象を頻発させ、生活の安全・安心を脅かしている。

こうした現実には正面から向き合い、多分野にわたる施策を総合的に展開することで、区民一人ひとりが安心して暮らし、意欲を持って「やりたいこと」に挑戦できる土台を整えていく。特に、複合・複雑化した課題や困りごと、制度の狭間のニーズ・生きづらさを抱える世帯には、庁内の各部門の連携や地域・多機関との協働による包括的支援・伴走支援を強化し、切れ目のない支援体制の構築を進める。さらに、地域コミュニティや民間事業者、NPO 等との協創を推進し、地域のつながりで暮らしを支えていく。

3 多様な区民・主体と歩む地域共生のまちづくり

様々な国籍・文化的背景をもつ人々の増加、高齢化の進行、価値観やライフスタイルの多様化などが広がる一方、地域社会のつながりが希薄化している。このような状況の中、一人ひとりのウェルビーイングを高めるには、個々の「やりたいこと」や「つながりたい」という想いに寄り添い、多様な生き方を肯定できる社会を実現していくとともに、心身の健康、経済的安定、社会的なつながり、自己実現といった多面的な幸福を支える包括的な行政運営を行っていく必要がある。

こうした認識のもと、すべての施策にウェルビーイングの視点を通底し、分野横断的な施策を展開することで、安心な暮らしの土台をつくるとともに、多くの人々の活躍からまちの活力を生み出していく。特に、地域活動やイベント、あだち協創フロントなどを通じて、目的別の弱いつながり（ウィークタイ）や官民の枠を超えた活動を創出し、地域社会の再構築と新たなつながりの創出を図る。

4 区の価値を高めるプロモーションの戦略的展開

都市間競争の激化や人口構造の変化に伴い、若年層の流出、新規定住者の獲得の困難性など、持続可能な地域発展を阻害する課題が顕在化している。加えて、区に対するネガティブなイメージの固定化は、正当な評価を妨げる要因となっている。このような中、区が都市間競争で選ばれ続ける存在となるため、自らの強みや特性を効果的に伝える戦略的なプロモーションを政策の一環として多角的に推進している。

令和8年度は、これまで築いてきた区民・企業・団体との連携をさらに深めていくとともに、「千住宿開宿400年」を機に生まれたつながりを発展させていくことで、新たな魅力や価値の創出に取り組み、広く区内外へ効果的に発信していく。

また、エリアデザインをはじめとした未来への投資となる取組を着実に進め、「やりたいことが叶うまち」の実現に向け、区のブランド力をさらに向上させていく。

5 将来を見据えた持続可能な行政運営の構築

これまで、近年の物価高騰をはじめとした社会経済情勢の変化に的確に対応しながら、区民生活を支える施策を幅広く展開してきた。加えて、人件費の上昇は、経常収支比率を押し上げ、財政の硬直化にも注意を払う必要が生じている。また、生産年齢人口の減少は、区の財源構造や行政需要のあり方に大きな影響を及ぼし、公共施設の老朽化は財政負担を増加させる。これらのことから、これまで以上に戦略的な財政運営を進め、災害をはじめとした不測の事態にも対応できる財政基盤を堅持しつつ、自治体運営の持続可能性を高めていかなければならない。

このため、区民の「命」と「暮らし」を守る施策を継続的かつ効果的に展開していくとともに、次代を見据え、AI等の先端技術の導入や官民共創などを積極的に取り入れながら、業務の効率化・再構築と区民サービス向上の両立を目指す。

Ⅲ 重点項目

令和8年度は、以下の分野について特に注力して施策を展開し、着実に区政を前進させていく。

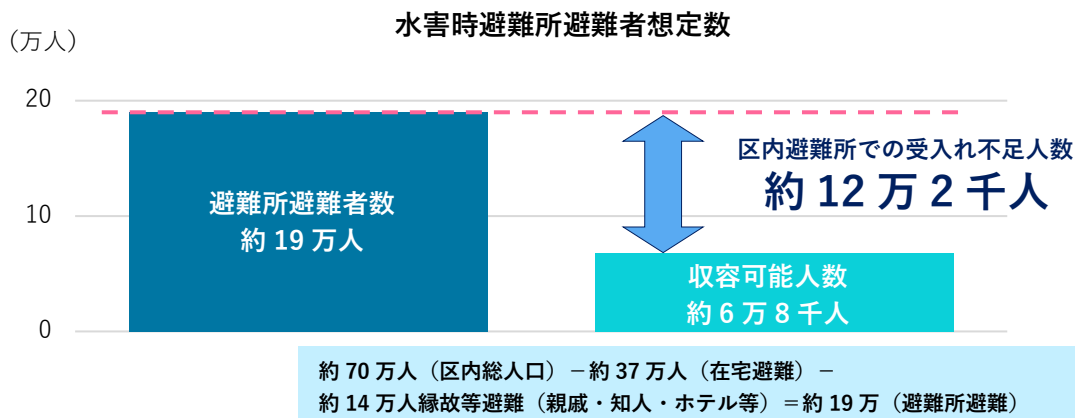
1 激甚化する災害への備え

(1) 災害関連死対策の強化

被災の精神的ショックや避難生活の疲労が蓄積して体調を崩したり、持病が悪化して命を落とす災害関連死は、令和6年の能登半島地震では死者数の半数を超えた。特に、高齢者や障がい者、妊産婦など、災害時要配慮者を中心とした災害関連死の未然防止は、自治体にとって重要課題である。そのため、「災害関連死ゼロ」を明確な減災目標として位置づけ、施策を展開していく。特に、令和7年度に策定する「(仮称)災害時のトイレ確保・管理計画」に基づき、携帯トイレの日常備蓄に加え、災害時のトイレ空白地域の解消に向けた取組を推進していくとともに、避難所に災害時要支援者用ベッドや間仕切り等の整備を進めることで、避難者のプライバシー確保策を進める。

(2) 大規模水害時の避難場所確保に向けた取組の展開

台風や線状降水帯等の気象災害は激甚化・頻発化し、区内においても大規模水害のリスクが高まっている。荒川・綾瀬川・中川などが流れる地理的特性から、近年の異常気象による豪雨が引き起こす広域かつ複合的な浸水被害への備えの充実は急務である。令和6年度に区が実施した調査によると、荒川が氾濫する最悪のシナリオの場合、水害時の想定避難者数は約19万人（在宅避難及び縁故等避難者数を除く）と、避難所収容可能人数を約12万2千人超過することが明らかとなった。迅速かつ適切な避難対策を講じるため、分散避難に加え、民間施設の活用や他自治体との連携による広域避難など実効性の高い仕組みの構築を急ぐ。



2 暮らしと地域経済を支える物価高騰対策の実施

(1) 区民生活に寄り添う生活支援策の推進

物価高騰の長期化は、区民の家計に広範な影響を与えており、とりわけ生活困窮世帯、子育て世帯、高齢者世帯への影響は深刻である。こうした現状を踏まえ、物価上昇が及ぼす生活と地域経済への影響を総合的に分析し、戦略的に施策を推進していかなければならない。

これまで展開してきた消費喚起策の取組状況を踏まえつつ、消費者物価指数の動向を注視し、国・東京都の施策と連動を図りながら日常生活を支える効果的な施策を実施する。

(2) 物価上昇への対応をはじめとした事業者への支援

原材料費やエネルギーコストの高騰、人件費の上昇により、多くの中小企業や小規模事業者が経営の厳しさを感じている。特に、物価上昇を価格転嫁しにくい業種では利益を上げにくく、事業継続や雇用維持に大きな影響を及ぼしている。

このため、事業者の経営安定を図る観点から、物価高騰に対応した多様な支援策を総合的に展開していく必要がある。経済環境を注視しつつ、事業者の負担軽減と競争力強化に資する施策を展開するため、令和7年度に実施した事業をはじめ、真に効果のある支援策について、事業者の要望を踏まえながら具体化を進めていく。

3 直面する地域公共交通の課題への挑戦

(1) 持続可能な移動手段確保の仕組みの構築

地域公共交通は通院や買い物、地域参加など日常生活に不可欠である一方で、バス運転士不足の深刻化が進み、行政や民間交通事業者だけでは交通サービスを維持・確保することが困難になっている。そのため、地域公共交通を単なる「移動の手段」から「地域共生の基盤」として再定義し、多様な主体との協働による新たな仕組みづくりを進めることが求められている。

令和7年度は「足タク」の本格実施に加え、地域内交通サポート制度を活用した常東地区・花畑地区での実証実験を進める。令和8年度には実証実験の検証を行いつつ、新たな地域への導入支援を充実させ、持続可能な移動手段の確保を進めていく。

(2) 自動運転社会を見据えた実証実験や都市整備の推進

区は「はるかぜ」路線の協働事業や運営支援を進めているが、生産年齢人口の減少により将来はさらにバス運転士不足が深刻化する。

そのため、安全性や地域の理解、走行環境などを踏まえ、関係機関・民間事業者との協働により、自動運転バスの段階的な運行に向けた検討を進める。加えて、東京都「自動運転社会を見据えた都市づくりの在り方」を踏まえ、次世代型の地域モビリティの構築を視野に入れたまちづくりを展開する。

4 何歳になっても健康で住み続けられるまちの実現

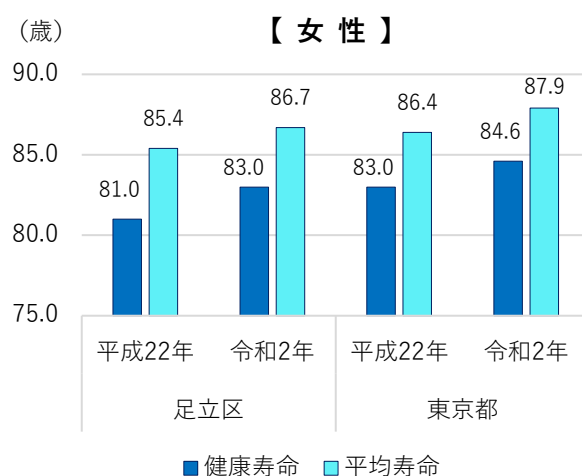
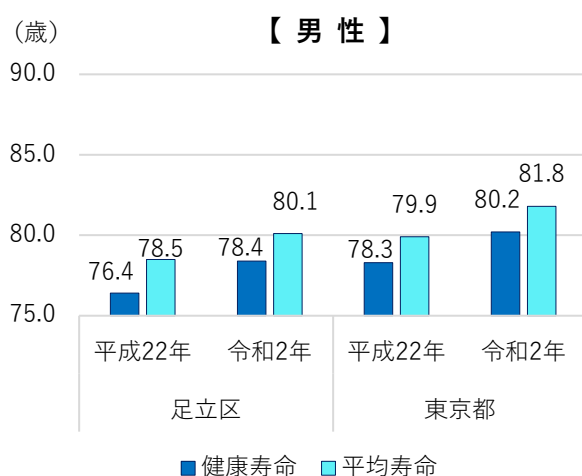
(1) 健康長寿延伸の実現に向けた戦略的高齢者施策の推進

令和 22 年（2040 年）には区内の高齢者数（65 歳以上人口）が 22 万 4 千人を超え、高齢化率は 32% に迫ることが想定される。高齢化が急速に進行する中、区民一人ひとりの生活の質を維持し、健やかで心豊かに暮らし続けられる社会を実現するためには、健康寿命と平均寿命との差を縮小していく必要があり、医療・介護財政の持続可能性確保の観点からも推し進めていかなければならない。

令和 7 年度は「あだち脳活ラボ」を利用する高齢者の活動データ等の収集を開始した。エビデンスに基づいた高齢者施策の強化を図るため、これまで進めてきた健診・介護データの利活用はもちろんのこと、令和 8 年度からは専門事業者とともに「あだち脳活ラボ」に蓄積されたデータを活用した分析を進めていく。

健康寿命及び平均寿命（平成 22 年・令和 2 年）※1

<健康寿命と平均寿命の差の変化（H22→R2）>
足立区：－0.4 歳（男性）、－0.7 歳（女性）
東京都：±0 歳（男性）、－0.1 歳（女性）



※1 健康寿命は、厚生労働科学研究 健康寿命算定プログラムにより区が算出。平均寿命は令和 2 年生命表。

（２）認知症共生社会の実現に向けた包括的支援体制の確立

高齢化の進行に伴い、認知症の人は増加していくことが見込まれ、令和 22 年（2040 年）に想定される国の認知症有病率 14.9%※2 を区の 65 歳以上の推計人口に乗じると 3 万 3 千人（令和 7 年度は認知症有病率 12.9%、約 22,400 人と推計）を超過する。認知症になっても安心して住み続けられるまちづくりに向けて、医療・福祉・地域等が連携した包括的な支援体制が不可欠である。

認知症と共生する社会の実現に向けて、認知症施策を継続的かつ発展的に推進するための条例を令和 8 年第 1 回定例会へ上程するとともに、令和 8 年度に改定作業を行う「高齢者保健福祉計画」にもその理念を具体化する施策を明文化する。

5 子ども・若者のウェルビーイングを実現するための施策の展開

少子化の進行や家庭・地域環境の多様化、社会的孤立・虐待・不登校・外国にルーツを持つ子どもの増加など、子どもを取り巻く環境は厳しさを増している。また、貧困や家庭環境の格差は学力・進学・職業選択などに長期的な影響を及ぼしており、これまで区は格差縮小のための施策を展開してきた。

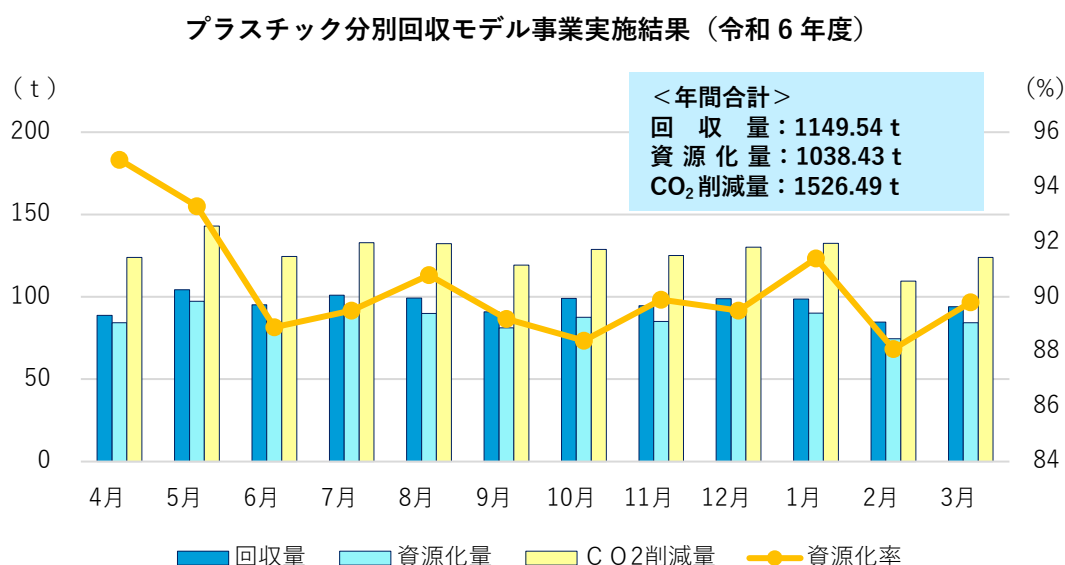
令和 8 年度は、新たにスタートする「こども計画」に基づき、子ども・若者が生まれ育った環境に左右されることなく未来に向かうための支援を展開し、一人ひとりの「やりたい」「なりたい」を実現するための土台づくりを進める。特に、子ども・若者が区に自由に意見を伝えることができる仕組みを構築することで、子どもを単なる支援の対象だけではなく、権利の主体として捉える文化を醸成し、地域の一員として社会参画の機会を広げていく。

※2 「認知症及び軽度認知障害の有病率並びに将来推計に関する研究」令和 5 年度 九州大学 二宮利治教授

6 地域と共に進める脱炭素・循環型社会の実現

(1) プラスチックごみの分別回収による資源循環の推進

令和6年4月より、区内一部地域でプラスチック分別回収（モデル事業）を実施し、検証の結果、ごみ減量やCO₂削減効果が確認されたため、令和8年4月から区内全域へ展開する。また、令和7年7月末からリチウムイオン電池等の回収体制を構築し、循環型社会の実現に向けた取組はさらに前進した。一方、プラスチック分別回収を区内全域へ展開する際には、開始当初の混乱は避けられない。このため、周知やトラブル解消への体制整備を行うことで、安定的な事業運営を行い、まち全体でごみ減量・CO₂削減を推進する。



(2) 環境基本計画の改定と若年者の意識啓発に向けた施策の展開

気候変動は地球規模で多面的なリスクをもたらしており、これを放置すれば区民の生活の質の低下や社会経済活動の制約を招くことは明白である。区内における温室効果ガス排出量の削減、資源循環体制の構築、環境保全に対する意識の浸透などあらゆる側面から施策を展開していかなければならない。

令和7年度は若年層の環境意識向上や行動変容をテーマに「アダチ若者会議」を開催し、集約した意見をもとに環境審議会でも効果的な施策に関する議論を深めている。令和8年度はこの流れを踏まえつつ、国が定める「第六次環境基本計画」と同様に「ウェルビーイング」の視点を取り入れて「環境基本計画」を改定し、若年者への意識啓発をはじめとした、効果的な施策を打ち出していく。

7 地域共生社会の基盤強化とウェルビーイングの実現

(1) 「やりたいこと」でつながる新たなコミュニティの創出

地域コミュニティは人口減少・高齢化・多様なライフスタイルの広がりに伴って変化を続け、地縁等の強いつながり（ストロングタイ）の希薄化が進行している。これらの課題を踏まえると、「やりたいこと」でつながる弱いつながり（ウィークタイ）の創出こそ、持続可能な地域共生社会の基盤構築と区民一人ひとりの「ウェルビーイング」の向上に直結する。

「あやセンター ぐるぐる」では設立から1年足らずで100件以上もの「やりたいこと」を実現し、新たなつながりを創り出している。令和8年度はこのうねりを竹の塚エリアへ広げ、区内2拠点から多様な人々の活躍や多くのつながりを生み出していく。

(2) 世代・属性を超えて交流できる地域づくりの推進

人口減少や高齢化の進行、外国人住民の増加といった社会構造の変化により、地域コミュニティの基盤である町会・自治会は様々な課題に直面している。特に、担い手の高齢化や若年層の参加減少などは、地域共生社会の実現を阻む大きな要因となっている。

こうした状況を踏まえ、町会・自治会の持続的な活動と多様な形での関わりを促進するため、町会・自治会の運営支援に取り組んでいく。また、日本人住民も外国人住民も安心して暮らすことができる環境づくりを進めるため、令和7年6月に見直された「東京都多文化共生推進指針」と整合性を図りながら、令和8年度中に「多文化共生推進計画」を改定する。

8 持続可能な行政運営を実現するための行政改革の推進

(1) 先端技術の導入等による業務改革・効率化の実現

デジタルを活用した区民サービス向上を進めてきた一方で、行政内部には非効率な業務プロセスが残っており、サービスの質やスピードを確保するうえで大きな障壁となっている。

令和8年度は、AI音声文字起こしシステムをはじめとした最新技術の活用や生成AI活用研修に加え、業務プロセスの可視化・最適化を進めることで、全庁的な職員の業務効率化・負荷軽減を図る。特に、福祉分野をはじめとした積極的なRPA導入を進めることで、職員の事務作業時間を大幅に削減し、区民と向き合う時間を創出する。これらにより質の高い区民サービスの提供と職員が新たな業務に挑戦できる環境の整備、そしてAI活用が定着した職場環境の実現を目指す。

また、令和8年1月から標準準拠システムに順次移行が始まる。行政サービスを安定的に提供するため、支障なく稼働させなければならない。さらに、令和10年度には内部システムの更改を見据える。新システム導入に合わせて業務の再構築を進めていく。

(2) 将来を見据えた行政運営の最適化

区民ニーズは多様化し、福祉・子育て・防災・地域づくりといった各分野において迅速かつ的確な対応が求められている一方で、職員採用は危機的局面にあり、限られた人員で増加する行政需要に対応していくことは困難になりつつある。

そのため、既存事業・サービスのスリム化に果敢に取り組むとともに、行政・民間それぞれの強みを認識しながらオープンイノベーション※3を積極的に進め、行政運営の持続可能性を高めつつ、地域課題解決にも新たな打ち手を見出す。

※3 組織内部のイノベーションを促進するため、組織内部と外部との技術やアイデアの流動性を高め、組織内で創出されたイノベーションをさらに組織外に展開するイノベーションモデルのこと。

【組織・定数・任用管理方針】

I 組織・定数方針

各部は、ミスを防止し、適正かつ効果的・効率的な業務執行体制を構築することはもとより、優先すべき区の重要課題の克服に向け、真に行政が担うべき事業を改めて見極めるとともに、事業効果を最大限引き出すための組織運営を行わなければならない。

そのための組織編成及び定数配置については、区を取り巻く以下の状況や、組織・定数に関する基本的な考え方等に加え、近年の件費上昇に伴う財政硬直化への影響（詳細はP.19「予算編成方針」を参照）も踏まえながら行う。

1 区を取り巻く状況

(1) 人口構造の大きな変化

令和5年（2023年）度実施した区の人口推計（中位推計）では、当区の総人口は令和18年（2036年）までは増加するものの、生産年齢人口（15～64歳）は令和9年（2027年）をピークとして減少に転じるとされている。また、65歳以上人口の割合（高齢化率／中位推計）は、令和32年（2050年）には、35.3%に達すると推計され（令和5年（2023年）比で10.8ポイント増）、その後も上昇する見込である。人口構造の大きな変化は、行政ニーズや地域課題の一層の多様化・複雑化に直結する。

(2) 特別区職員採用の危機的局面

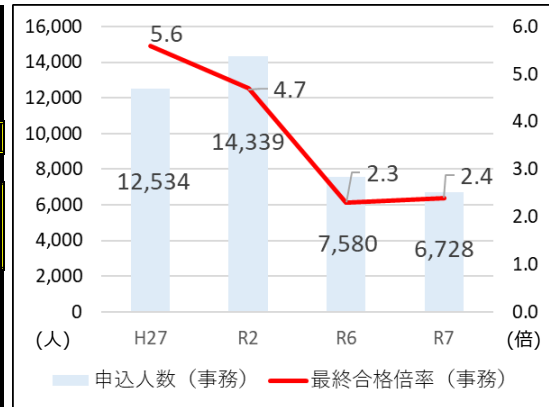
I類採用試験【春試験】における土木・建築・機械・電気の採用予定数に対する最終合格者数は、昨年度時点で既に6割前後に留まっていたが、今年度は電気で約5割、土木・機械で4割台、建築に至っては4割を切る等、さらに大幅に需要数を下回る状況となっている（図1）。また、事務（一般事務）も定員割れこそないものの、申込者数はここ10年間で約半減し、合格倍率も大幅な減少傾向が続いている（図2）。

このため、必要な人員を確保できない危機的局面に入っていることを職員一人ひとりが強く認識し、現状業務の見直しや効率化を継続的に図っていかなければならない。

図1 R7特別区職員I類採用試験の状況

試験区分	令和7年度I類【春試験】			【参考】令和6年度I類【春試験】		
	①採用予定数	②最終合格者数	倍率(②/①)	③採用予定数	④最終合格者数	倍率(④/③)
事務(一般事務)	1,095	2,541	2.32	1,312	3,035	2.31
事務(ICT)	7	13	1.86	16	27	1.69
土木造園(土木)	112	51	0.46	107	64	0.60
土木造園(造園)	48	39	0.81	33	33	1.00
建築	132	50	0.38	126	74	0.59
機械	40	16	0.40	27	14	0.52
電気	40	21	0.53	36	27	0.75
福祉	164	279	1.70	154	250	1.62
心理	32	70	2.19	30	47	1.57
衛生監視(衛生)	59	81	1.37	54	69	1.28
衛生監視(化学)	5	9	1.80	5	8	1.60
保健師	121	236	1.95	128	205	1.60

図2 事務職I類採用試験の状況（H27、R2、R6、R7）



2 組織・定数に関する各部における留意事項

以上のような区を取り巻く状況を踏まえ、各部は、組織・定数について以下の事項に留意されたい。

(1) 組織・定数に関する基本的な考え方

- ア 人材確保が困難な状況の中でも、社会情勢の変化や地域課題の複雑化に対応するため、組織再編も含め、柔軟かつ機動的に事業を執行しうる組織体制の構築に努めること。
- イ 新たな行政需要に対応するために必要な人員については、既存事業の見直しや業務プロセスの最適化・標準化を行うことに加え、民間活用の選択肢を幅広く検討するなど事業執行体制の見直しを徹底することで、原則として部内での職員定数の振替で対処し、職員定数の適正化に努めること。
- ウ 限りある経営資源を最大限有効に活用しながら、組織目標を着実に遂行していくため、公共私との連携による新たな価値の創造や組織間の連携強化、AI等の先端技術を活用した業務効率化など、不断の業務改善・見直しに努めること。

(2) 多様な手法の活用

上記の基本的な考え方を達成するためには、最も効果的・効率的な事業運営が見込める手法を多角的に検討したうえで、最適なものを選択し活用すること。

ア 外部委託を含む、行政と民間の協働・協創を通じた地域課題の解決

イ AI等の先端技術を活用した業務改革・効率化の推進

ウ 専門分野における任期付職員（実務経験者）の活用

エ 会計年度任用職員（非常勤職員）の活用

（ア）専門的な資格や、特定の知識、技術、経験を有する必要がある等、専門性が高く、常勤職員を配置する以上の高い効果が得られると考えられる業務。

（イ）定型的、簡易ながらも一定の業務量が生じる業務について、常勤職員の事務補助として、短時間勤務による対応で可能な業務。

オ 再任用職員の知識・経験の活用・継承

(3) その他の留意事項

ア 組織編成について

室長・担当部長・担当課長は安易に設置しない。やむを得ず設置する場合は、部・課の分任する業務、目的を明確にし、期間を時限として設置する。新たに設置する組織は、課は3係以上、係は常勤4人以上を原則とし、少人数の課・係は編成しない。

以上を前提に、各部においては下記の点を踏まえて組織の検討を行うこと。

（ア）組織の見直しに当たっては、令和7年度からの新基本計画における施策体系や行政評価の結果を踏まえ、政策経営部と十分協議の上、進めること。

- (イ) 行政が担うべき役割を見極め、事務事業の見直しを徹底して行い、実施すべき事業、廃止統合すべき事業を的確に判断し、事務事業に応じた合理的な組織体制を編成すること。
- (ウ) 安易な組織の変更（名称変更含む）は行わない。変更する場合においても、窓口職場など多くの区民が来所する組織については、担当業務がわかりやすくなるよう、特に考慮すること。

イ 定数について

- (ア) 枠配分後も、実施すべき事業、廃止統合すべき事業の精査を継続すること（その結果、枠の見直しを行う場合がある）。
- (イ) 新たな事業を実施する場合でも、事業執行体制の見直しや、多様な主体との協働・協創による事業展開に積極的に取り組み、増員は必要最低限とすること。
- (ウ) 予定していた業務の中止・縮小、または財源的措置がなされない場合、その業務に相当する定数は、配分した枠内から減じること。
- (エ) 再任用短時間勤務職員は、意向調査等に基づく推計では令和８年度の段階で欠員数は約 100 人（定数の約 5 割）、その後さらに増加していくことが見込まれることから、再任用短時間勤務職員定数を新たに設けることは原則として認めない。業務内容を踏まえ可能なものについては事務補助員（会計年度任用職員）への定数切替を行うなど、配分定数の見直しを積極的に実施すること。

ウ 組織・定数に関する権限委譲について

- (ア) 係編成は各部長の権限とする。ただし、内示された係長の数を超えた係の編成はできない。
- (イ) 部・課組織の編成については、政策経営部長協議事項とする。
- (ウ) 職種別枠配分の範囲において、各課・係への配分は各部長の権限とする。
- (エ) 公社などの定数は、所管部へ枠配分するものとする。ただし、公社分の枠を所管部との間で調整する場合は、政策経営部長協議事項とする。

エ その他

- (ア) 別に示す枠配分資料は、各部の枠を設定するための積算資料であり、最終的な部内における各課・係への配分や係編成を拘束するものではない。
- (イ) 組織改正による組織・定数の部間移動は、関係部であらかじめ調整の上、政策経営部長協議事項とする。

3 政策経営部による適切な組織・定数管理

円滑な行政運営実現のための職員数の中長期的な見通しを立てることは極めて困難ではあるものの、専門分野における任期付職員や、会計年度任用職員も含めて、定数の無秩序な増加は避けなければならない。

そのための組織・定数管理に当たっては、政策経営部が年度ごとに示す行財政運営方針に基づき、課題解決に向けて真に必要とされる職員数について政策経営部査定、区長査定を経て厳密に精査するものとする。

4 特記事項（「保留定数」について）

働きやすい職場環境の実現に向けて、令和7年度から導入した「保留定数^{※4}」については、各職場の実情に応じた効果的な運用を進めるとともに、政策経営部と総務部において、特別区職員採用試験受験者数の動向や保留定数の配置効果等も踏まえながら、毎年度、必要数を検討していく。

※4 「保留定数」とは、長期休職・退職等による欠員や、当初想定されなかった行政需要等に対応するための職員を補填・配置する制度。

II 任用管理方針

新基本計画～やりたいことが叶うまち～実現に向けて、戦略的かつ効果的な行財政運営を行うためには、職員の自己成長を促し、業務を極める能力が必要である。

令和8年度は、第4期足立区人材育成基本方針（令和4年度改定）の最終年度として、引き続きめざす職員像「自ら学び、区民と共に考え、行動する職員」の育成に注力するとともに、採用・育成・配置の3つのフェーズの取組に重点を置きながら、新時代を見据えた施策を実施し、令和9年度に改定予定の第5期足立区人材育成基本方針へとつなげていく。

1 職員の育成

（1）公務員倫理の徹底

激甚化する災害や、少子高齢化、物価高騰、環境問題、デジタル化など、足立区を取り巻く環境は日々変化している。

私たち足立区職員は、常勤職員や会計年度任用職員にかかわらず、公務員として求められる倫理観（遵法性、良識性、誠実性、公正性、主体性）を念頭に置き、区民に信頼され、区民の生活を守ることができる職員を育成していく。

（2）重点課題

職員の育成にあたっては、以下の課題について対策を行っていく。

	課 題	対応策
ア	基礎力を磨き直す 職員構成の若年化が進む中で、業務内容の多様化、複雑化、細分化等に対応するためには、基礎力の磨き直しと、知識やスキルの確実な継承が必要である。 特に、確認不足等、ヒューマンエラーによる単純ミスをなくしていかななくてはならない。 また、技術職の経験不足による技術力低下を引き続き補完する必要がある。	各所属が以下の対応策を実施する。 (ア) 単純ミス防止の徹底 意識不足による単純ミスを防止するために、作業工程やチェック体制の見直しを行い、改めてルール順守の意識付けを行う。 また、研修やOJTを通じてQCD（品質管理）※5の考え方を浸透させ、事故・ミスを減らしていく。 ※5 QCD（品質管理）…「品質（Quality）」「コスト（Cost）」「納期（Delivery）」の3要素を念頭に置いて事務処理を進めること。最も優先度が高いのは「品質（Quality）」とされている。 (イ) 知識やスキルの確実な継承 業務に必要な情報や手順をOJTで職員に継承して行く。 (ウ) 徹底したマニュアルの活用 経験や知識の多寡にかかわらず、同一水準の事務が遂行できるよう定期的に

	課 題	対応策
ア 続き	基礎力を磨き直す	マニュアルの見直しや整理を行う。 肥大化したマニュアルについては、生成 AI「NotebookLM」を有効活用し、スリム化・効率化を図る。 (エ) 技術職の専門知識と技術力の蓄積 資格取得の支援や特別区職員研修所の専門研修、外部研修等を活用し、経験を積むことで専門知識を確実に継承できる職員を育成する。
イ	職員のウェルビーイングの向上につながる働きやすい職場環境の確保 よりよい区民サービスを提供するためには職員の身体的、心理的、社会的に良好な状況を保ち、職員一人ひとりの能力を生かす必要がある。 その上で、職員同士の連携の強化と、積極的なコミュニケーションが取れた働きやすい職場環境が求められている。	(ア) 各所属が実施すること ① 風通しのよい職場環境づくり 職員同士の日常的なあいさつや声かけなど、誰もが容易に取り組むことができるコミュニケーション手段を通じて、風通しのよい職場環境づくりを行う。 ② 職員のメンタルヘルス 職員自身のセルフケアと所属長のラインケアを学ぶことで意識の向上を図り、早期発見、早期対応に努める。 ③ ICT 技術の積極的な活用 AI 等、ICT 技術を積極的に活用し、業務の効率化や職員の負担軽減につなげていく。 (イ) 総務部が実施すること ① 職員同士の横のつながりの強化 互いに切磋琢磨しながら学び合う姿勢を育むため、グループワークやペアワークを全ての集合研修に取り入れる。 ② 働きやすい職場環境の整備 カスタマー・ハラスメントの防止、休暇制度の利用促進、昇任試験の緩和等、働きやすい職場環境を整える。 ③ 職員のこころとからだを支える ストレスチェックの結果に応じたメンタルヘルス研修の実施や職員支援プログラム（EAP）等を活用した相談体制を充実させていく。

2 採用管理（常勤職員）

（1）職員の採用数

財政状況、退職者数の推移、暫定再任用フルタイム勤務希望数、保留定数の活用状況などを含め十分に勘案して決定する。

（2）人材確保策

ア 土木、建築などの技術系職種は経験者採用、事務については令和7年度より導入されたSPI（適性検査）での採用試験を積極的に活用していく。

イ 受験者向けの合同説明会、区内バスツアーの実施や23区合同説明会の区長講演動画、人事委員会のオンライン説明会収録動画など、受験者が興味を持てるようなオンラインを活用したPRを実施する。また現地に足を運ぶことのできない受験者に向けて動画コンテンツをさらに充実させていく。

ウ 採用が特に厳しくなっている技術職及び専門職については、民間主催の合同企業説明会への出展やインターンシップ（R5：6名（1名）、R6：11名（2名）、R7：11名（1名）※（）内は技術系学部を専攻している学生の人数）の受入れに加え、気軽に参加できる一日職場見学会を実施し、足立区を希望する受験者を増やしていく。

（3）技能労務系職員の採用

清掃事業に従事する技能労務系職員は原則退職不補充とするが、現状の覚書に基づく雇上契約では委託事業の拡充が困難であるため、持続可能な清掃事業に向けた職員体制を精査し、必要数を見極めたうえで採用を行っていく。

3 その他

（1）暫定再任用フルタイム勤務職員については、常勤職員として取り扱う。

（2）職種別に定数を管理する原則は維持しつつ、常勤職員の視野を広げ、スキルの拡大を図り、職種全体の力を強化していくために、職種の職域拡大を柔軟に実施していく。

（3）定年引上げや役職定年制が始まっている中で、ベテラン職員がこれまで培ってきた専門的知識・経験を幅広く活用できるよう適切な部署へ配置していく。

Ⅲ 令和 8 年度定数各部枠配分 各部別一覧表

組織名称	令和 7 年度定数	
	常勤	非常勤
政策経営部	118	22
総務部	108	11
危機管理部	46	36
資産活用部	21	3
施設営繕部	106	21
区民部	269	176
地域のちから推進部	313	106
産業経済部	45	36
福祉部	690	241
衛生部	243	68
環境部	198	43
都市建設部	370	87
会計管理室	10	0
教育指導部	94	913
学校運営部	94	49
小中学校	0	53
子ども家庭部	631	733
選挙管理委員会事務局	13	2
監査事務局	8	1
農業委員会	2	0
区議会事務局	16	2
区合計	3, 395	2, 603
勤労福祉サ－ビスセンター	7	8
スポーツ協会	5	1
足立市街地開発(株)	0	8
生涯学習振興公社	10	1
社会福祉協議会	2	3
観光交流協会	15	3
シルバー人材センター	1	0
公社等合計	40	24
総合計	3, 435	2, 627



組織名称	令和 8 年度定数			
	常勤	増減	非常勤	増減
政策経営部	116	-2	22	0
総務部	103	-5	12	1
危機管理部	46	0	36	0
資産活用部	21	0	3	0
施設営繕部	106	0	21	0
区民部	262	-7	175	-1
地域のちから推進部	314	1	106	0
産業経済部	45	0	36	0
福祉部	691	1	240	-1
衛生部	245	2	66	-2
環境部	203	5	40	-3
都市建設部	367	-3	85	-2
会計管理室	10	0	0	0
教育指導部	94	0	914	1
学校運営部	96	2	49	0
小中学校	0	0	53	0
子ども家庭部	633	2	739	6
選挙管理委員会事務局	10	-3	2	0
監査事務局	8	0	1	0
農業委員会	2	0	0	0
区議会事務局	16	0	2	0
区合計	3, 388	-7	2, 602	-1
勤労福祉サ－ビスセンター	7	0	8	0
スポーツ協会	5	0	1	0
足立市街地開発(株)	0	0	8	0
生涯学習振興公社	10	0	1	0
社会福祉協議会	2	0	3	0
観光交流協会	15	0	3	0
シルバー人材センター	1	0	0	0
公社等合計	40	0	24	0
総合計	3, 428	-7	2, 626	-1

【非常勤内訳】

退職	249
会計	2, 378

【非常勤内訳】

退職	237
(前年比)	-12
会計	2, 389
(前年比)	11

※ 上記一覧には保留定数は含まれない。

【予算編成方針】

I 足立区の令和6年度普通会計決算^{※6}の状況

1 「経常収支比率」は継続して適正水準を維持

(1) 経常収支比率 79.7% (前年度比：+1.1 ポイント)

財政の弾力性を表わす経常収支比率^{※7}は79.7%となった。人件費の増加や区独自施策の充実などにより、前年度比で1.1ポイント数値が上昇したが、適正水準とされる80%以内を維持した。

【経常収支比率の上昇の理由】

経常的一般財源総額：前年度比 84 億円 < 経常的経費充当一般財源：前年度比 88 億円

- 特別区税などの経常的歳入は堅調だが、経常的経費（歳出）へ充当すべき一般財源の額が上回った。
- 経常収支比率の上昇に伴う財政の硬直化を防ぐためには、今後も人件費が上昇すると考えると、歳出事業の取捨選択が必須である。

(2) 実質収支比率 6.5% (前年度比：△0.2 ポイント)

歳入総額は3,501億円（前年度比+186億円、+5.6%）、歳出総額は3,374億円（前年度比+202億円、+6.4%）で、翌年度繰越分を除いた実質収支額は125億円（前年度と同規模）、実質収支比率^{※8}は6.5%となった。

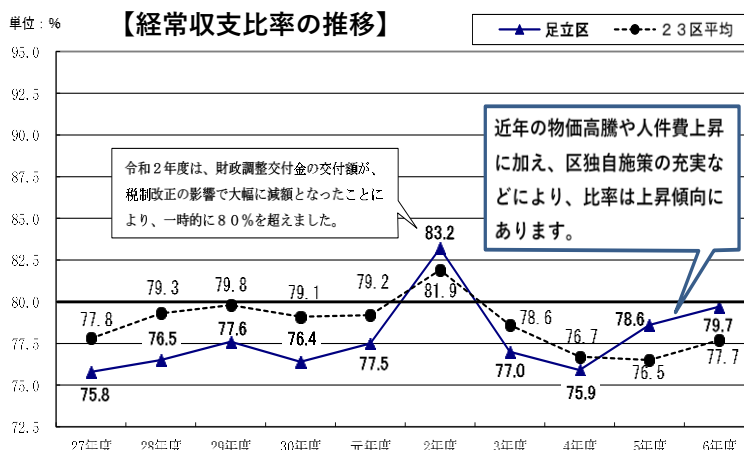
実質収支額は前年度と同水準であったが、占める割合を計る元となる標準財政規模^{※9}が85億円の増となったため、前年度比0.2ポイント減となった。

※6…「普通会計」とは、全国の地方公共団体の財務状況を比較するために、国の定める基準により、各地方公共団体の会計を統一的に再構築したもの。

※7…「経常収支比率」とは、毎年経常的に収入される一般財源が、経常的に支出する経費（扶助費、人件費、公債費等）にどれだけ充てられているかを割合で示したもので、財政の弾力性を見るための指標。70～80%が適正水準とされる。

※8…「実質収支比率」とは、標準財政規模に対する実質収支の割合で、一般的に3～5%が望ましいとされる。当区は、物価高騰対策や災害対策、子ども支援策など必要な事業について機を逸することなく実施しているが、近年、区税や財政調整交付金収入が好調であるため、実質収支額が拡大しており、実質収支比率はやや高めの水準となっている。23区平均は6.2%（前年度と同水準）。

※9…「標準財政規模」とは、地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもの。令和6年度の足立区の標準財政規模は1,934億円（前年度比85億円増）。



2 「歳入」一般財源・特定財源ともに堅調に推移

(1) 一般財源 1,960 億円（前年度比：+78 億円、+4.1%）

ア 財政調整交付金は、原資である都税収入の増加により 35 億円増
（普通交付金 45 億円増、特別交付金 9 億円減）

イ 特別区民税は、定額減税の実施により 9 億円減

ウ 地方特例交付金は、特別区民税定額減税の補填等に伴い 30 億円増

※ イとウで実質 21 億円の増

(2) 特定財源 1,541 億円（前年度比：+108 億円、+7.5%）

ア 新設工事最終年となった「すこやかプラザ あだち」、本庁舎北館大規模改修などの公共施設工事費への充当に伴う公共施設建設資金積立基金繰入金が 61 億円の増

イ 東綾瀬中など学校施設の建設・改修工事費（R5：工事 1 校、うち竣工 0 校→R6：工事 2 校、うち竣工 1 校）への充当に伴う義務教育施設建設資金積立基金繰入金が 29 億円の増

3 「歳出」義務的経費、投資的経費、その他の経費ともに増加

(1) 義務的経費 1,739 億円（前年度比：+59 億円、+3.5%）

ア 人件費は、常勤職員の給与改定、定年退職に伴う退職手当の増や勤勉手当支給開始等による会計年度任用職員報酬の増により 40 億円増（R5：371 億円→R6：410 億円）、歳出総額に占める割合は 12.2%（前年度比+0.5 ポイント）となった。

※ 常勤職員数 52 人増（3,415 人→3,467 人）

※ 定年延長による定年退職者増（R5：0 人→R6：81 人）分の退職手当

※ 会計年度任用職員数 71 人増（3,134 人→3,205 人）、勤勉手当支給開始

今後も官民格差解消のための給与改定などにより、人件費は上昇すると見込まれる。

イ 扶助費は、定額減税実施に伴う調整給付や、障がい者自立支援給付事業費の増加等により 24 億円増

ウ 特別区債償還金は、満期一括償還債の返済終了等により 5 億円の減

(2) 投資的経費 392 億円（前年度比：+75 億円、+23.5%）

ア 区立小・中学校改築工事の校数増（R5：工事 1 校、うち竣工 0 校→R6：工事 2 校、うち竣工 1 校）により 56 億円増

イ 「すこやかプラザ あだち」建設工事費（R6 完成）が 34 億円増

ウ 竹ノ塚駅付近鉄道立体高架化事業の R5 完了により 42 億円減

中期財政計画上、R 8 以降に小・中学校の改築や大型施設の大規模改修が集中しているが、人件費・資材費高騰の現況から、施設ごとに延期・中止・規模縮小も検討する。

(3) その他の経費 1,243 億円（前年度比：+69 億円、+5.9%）

ア 区立小・中学校給食業務運営事業が 8 億円の増

イ 公共施設建設資金積立基金積立金が 71 億円の増

ウ 国民健康保険特別会計繰出金が 14 億円の減

4 特別区債現在高は着実に減少、積立基金は令和5年度末より微減

(1) 特別区債現在高 161 億円（前年度比：△28 億円）

令和6年度は当初計画のとおり、新たな特別区債の借り入れは行わず（3年連続）、元金の償還（返済・28億円）を行った。

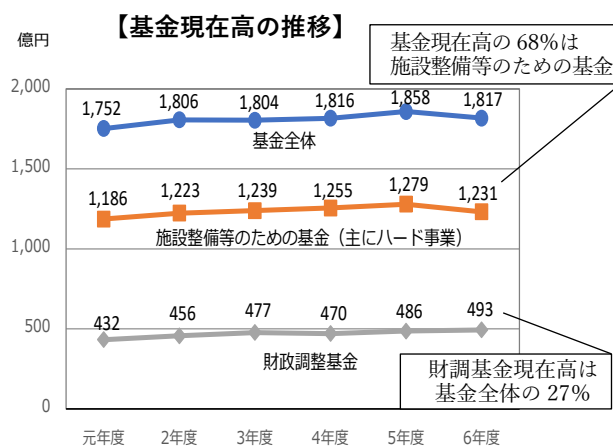
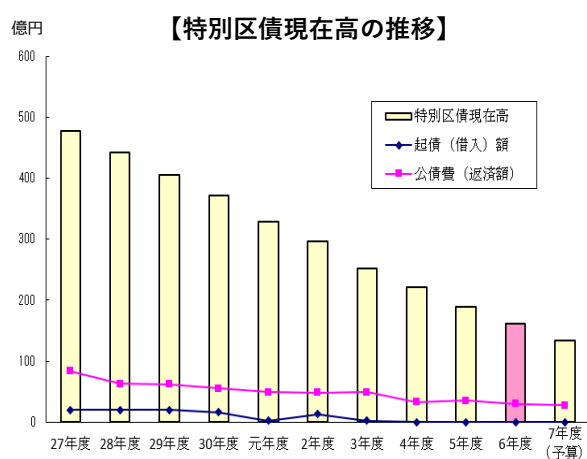
(2) 積立基金現在高 1,817 億円（前年度比：△41 億円）

ア 基金の取崩 258 億円（前年度比：+106 億円）

「すこやかプラザ あだち」の建設工事、区立小・中学校の改築や保全工事など、各基金から合計 258 億円を取り崩し、活用を図った。

イ 基金の積立 217 億円（前年度比：+22 億円）

一方で、今後予定されているギャラクシティの大規模改修工事に備えて公共施設建設資金積立基金に約 81 億円、小・中学校改築工事の財源として義務教育施設建設資金積立基金に約 61 億円など、基金全体で 217 億円の積立を行った。



II 令和 8 年度予算編成について

1 区民の「命」と「暮らし」を守る施策の継続的かつ効果的な展開

これまで、特別区税や財政調整交付金の堅調な伸びもあり、かつ、区民生活を支える施策を幅広く展開してきたことから、当初予算は、令和 7 年度まで 11 年連続で過去最大規模を更新している。加えて、ここ数年の物価や人件費の上昇の影響が、経常収支比率を押し上げ、これまで以上に今後の財政の硬直化に注意を払う必要が生じている。

これからも、区民の「命」と「暮らし」を守る施策を継続的かつ効果的に展開するために、さらには地震や水害の発生といった不測の事態にも一定レベルの行政サービスが提供可能となるよう、財政基盤を堅持しなければならない。

2 非常時にも対応できる財政基盤の堅持に向けた取組

(1) 既存事業の見直しについて

各部は、既存事業を漫然と継続しないこと。事業の目的をあらためて確認し、決算分析、事業実施状況の検証のうえ、効果の少ない事業や時勢に沿わない事業は廃止して、真に必要となる事業の財源を生み出すこと。

ア 事業目的の再確認、事業効果・必要性の検証

イ 業務手順の最適化・標準化、民間活用の検討、生成 AI や RPA 等の先端技術を活用した業務効率化等によるコストの削減

ウ 類似事業の洗い出し、施策や事業の整理・統合・縮小・廃止

(2) 過去の執行状況を踏まえた、適正な事業費の積算について

令和 6 年度決算に係る委員監査にて、当初予算額と決算額との乖離について、予算要求・査定の過程に課題があるとし、適切な予算計上の徹底を求める意見、また、例年多額の入札差額が生じている事項については、一定程度の入札差額を見込んだ見積額・予算額とすべきとの意見が出された。

財政課では、令和 8 年度予算フレーム要求を受け、特に、過年度予算の低執行率に着目して査定し、該当する経費を削減した。また、個別具体的に説明・査定を要すると判断した事項に係る経費はフレームに含めず、政策的経費同様、一次変更予算査定で説明・要求を受けることとした。

このあと各部では、内示した予算フレームの範囲内で、再度事業費を積算することとなる。その際には、監査委員の意見を十分に踏まえ、事業ごと、科目ごとに執行状況等を詳細に検証し、適切な事業費とすること。

(3) 政策的経費について

事業費負担の抑制に向けて、新規・拡充事業等の政策的経費の取り扱いをあらためて示す。

ア 政策的経費は、時限設定を原則とする。

イ 政策的経費は、まず検討の段階で事業の目的・必要性を明確化すること。そのうえで予算要求する際は、目標、到達点及び時限満了後の効果検証の方法もあわせて、今後の中間ヒアリングや予算査定場で説明すること。

ウ 時限満了年には必ず効果検証を行い、事業を継続するにあたっては、翌年度に向けた予算要求の際に検証結果を示すこと。効果が見られないような場合は原則、事業廃止とする。

エ 複数年の時限設定の場合でも、1年ごとに事業手法や事業規模等の妥当性を振り返り、適正な予算を積算すること。

オ 政策的経費の要求にあたっては、優先度の低い事業の廃止・見直しによる歳出削減や国・都補助金等の歳入獲得などにより、原則、各部で要求額に見合う財源を確保のうえ、方法・内容を必ず示すこと。

3 各部予算編成における留意事項

各部は令和8年度の基本方針及び重点項目を踏まえ、以下の事項に留意して予算編成を行うこと。

- (1) 地方自治法に定める会計年度独立の原則、総計予算主義の原則、予算公開の原則などの予算原則、財政規律を遵守し、包括予算制度の趣旨を踏まえた上で、各部長の責任において予算を編成すること。
- (2) 事業の優先順位を明確にして予算を編成すること。
- (3) 新たな国・都補助金の獲得に向け、広くアンテナを張り、情報収集に努めること。
- (4) 特定財源が削減された場合は、事業の見直しなどで対応すること。また、補助率の変更など特定財源に関する情報を得た場合は、速やかに財政課及び関係所管に情報提供を行うこと。
- (5) 予算の執行は計画的かつ速やかに行うこと。特に、公共工事等における契約時期の集中や入札不調等による施工時期の先送りを防ぐため、債務負担行為を計画的に設定する。その際、事業内容や設定の時期について事前に財政課と協議すること。
- (6) 施設・設備の法定点検など安全に係る必要な措置については、法令を遵守して対応すること。安全・安心の面から必要な事業は、漏らすことなく計上すること。
- (7) 議会の審議状況、審議会答申、世論調査などの区民要望を十分踏まえること。
- (8) 部間の連携については、最大限の事業効果を生み出すために、政策経営課・財政課とともに、新たな連携を模索し、効率的な予算編成を行うこと。

Ⅲ 令和 8 年度予算フレーム

令和 8 年度財政フレームは、歳入 2,118 億円、歳出 2,081 億円と見込んだ。現時点では歳入が 37 億円超過しているが、今後、政策的経費や投資的事業の保留分など歳出額は増加する見込みである。

歳出は、経常的事業（枠外経費含む）1,857 億円、投資的事業 199 億円、公債費 25 億円としている。

1 政策的経費

政策的経費は、令和 8 年度予算編成各部運営方針に基づく、区長と各部長との協議結果を踏まえ、一次変更時に決定する。

- (1) 令和 8 年度の重点項目、優先して実施すべき事業について決定する。
- (2) 各部のなかで事業の優先順位を明確にし、原則財源を確保する。
- (3) 各部は事業実施後、必ず効果検証を実施し、翌年度査定等において事業の効果・成果を具体的に示し、事業継続もしくは廃止を決定する。

2 経常的事業経費

- (1) 令和 6 年度決算額及び事務事業評価結果並びに令和 8 年度における各部の事情などを勘案し、包括予算事業費として各部へ財源を配分する。
- (2) 各部は配分された一般財源に、各部で見込んだ特定財源を加えた範囲内で、部内調整し、各事業十分な精査のうえ、必要な経費を計上する。
- (3) 政策的経費を検討している場合は、既存事業の見直し等により財源を生み出す。

3 投資的事業経費

- (1) 各部の要求を財政課が一件ずつ査定を行う。
- (2) 中長期的な視点で優先順位付けを行い、事業費の平準化を図る。
- (3) 足立区中期財政計画を踏まえつつ、各施設の個別計画に則り、維持管理などの将来負担、設備の更新時期、労務単価上昇、建設資材高騰などを考慮する。

IV 令和8年度包括予算 各部別一覧表

【単位：千円】

経常的事業（一般財源ベース）			
部 名	総 額	内 訳	
		事業費	人件費
政策経営部	9,289,925	8,151,322	1,138,603
総務部	4,325,212	601,004	3,724,208
危機管理部	1,728,716	1,126,984	601,732
資産活用部	206,733	10,915	195,818
施設営繕部	2,329,872	1,302,686	1,027,186
区民部	2,952,425	434,813	2,517,612
地域のちから推進部	10,966,997	7,624,598	3,342,399
産業経済部	3,282,468	2,442,503	839,965
福祉部	21,168,829	14,395,433	6,773,396
衛生部	7,774,311	5,186,586	2,587,725
環境部	5,826,781	3,777,253	2,049,528
都市建設部	10,051,364	6,442,982	3,608,382
会計管理室	265,404	177,754	87,650
教育指導部	6,987,069	1,892,933	5,094,136
学校運営部	14,633,216	12,993,168	1,640,048
子ども家庭部	29,429,295	20,713,635	8,715,660
選挙管理委員会事務局	113,362	18,223	95,139
監査事務局	98,334	9,349	88,985
区議会事務局	345,853	197,229	148,624
合 計	131,776,166	87,499,370	44,276,796

※ 政策的経費については、一次変更に向けて今後査定するため含まない。

※ 枠外経費は含まない。

※ 退職金は、総務部の人件費に計上している。

※ 事業費・人件費については、組織定数の最終内示に合わせて調整する。